小美玉市 にお住まいの保護者さまへ

知道目。保管目示50节度已经多目の

保育科基準額表

(R5.4.1 改正)

- ☆保育料(利用者負担額)は父母(保護者)の所得(市町村民税所得割額)に応じて決定します。 ☆住宅取得控除等がある場合は、税額控除される前の額で算定されます。
- ☆保育料は年2回,毎年4月に年齢による保育料の見直しと,毎年9月に前年の所得による 保育料の見直しがあります。
- ☆保育料の年齢による算定は、4月1日時点の年齢で計算いたします。その年の途中で3歳のお誕生日を迎えても、3歳児(年少)クラスになるまでは無償化の対象にはなりません。

O歳から2歳児クラスの保育料

【 保育園 ・ 認定こども園 】

			2 1/113	
階層区分			保育料	
			標準時間	短時間
1	生活保護世帯		O円	〇円
2	1⊏	市町村民税非課税世帯	0円	〇円
		母子・在宅障がい児(者) 世帯等	0円	〇円
3		5町村民税所得割課税額 8,600 円未満	13,000円	12,700円
		母子・在宅障がい児(者) 世帯等	5,500円	5,400円
4	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満		20,000円	19,600円
		母子・在宅障がい児(者)世帯等市町村民税所得割課税額 77,100円以下	9,000円	9,000円

	階層区分	保育料	
	陷墙区力	標準時間	短時間
5	市町村民税所得割課税額 131,000 円未満	24,000円	23,500円
6	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	28,000円	27,500円
7	市町村民税所得割課税額 221,000 円未満	32,000円	31,400円
8	市町村民税所得割課税額 281,000 円未満	34,000円	33,400円
9	市町村民税所得割課税額301,000円未満	37,000円	36,300円
10	市町村民税所得割課税額397,000円未満	40,000円	39,300円
11)	市町村民税所得割課税額397,000円以上	48,000円	47,100円

- *保育料には入園料や施設費、給食費等が含まれますが、バス代、教材費等は含まれません。
- *保育所や幼稚園等を**同時に**利用している場合、最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- (市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯については、生計を一にしている子どもを2人以上監護している場合、年齢に関わらず最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。)
- *一時預かり保育事業や延長保育事業等の料金については、各実施園へお問い合わせください。